

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社電業社機械製作所			コード	6365
提出日	2023/6/9	異動（予定）日	2023/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	上地崇夫	社外取締役	○										△					有
2	杉井 守	社外取締役	○										△					有
3	多田 修	社外取締役	○										△					有
4	山本英男	社外取締役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	上地崇夫氏の「役員の属性」に関する該当状況は次のとおりです。 1.同氏は当社の取引先である千代田化工建設株式会社において専務執行役員として業務執行に携わっていましたが、2015年4月の同社顧問及び2016年4月の同社特任顧問就任後は業務執行に携わってはならず、2017年3月に同社特任顧問を退任しています。 2.当社と同社との取引額は、当社及び同社それぞれの連結売上高に占める割合が低く、一般的な商取引であるため、取引の概要の記載は必要ないと判断しました。	上地崇夫氏は総合エンジニアリング会社の執行役員として海外部門の営業、事業の開発等を統括された豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社取締役会において、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 当社は社外取締役の選任に際して、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に関する判断基準を参考にしています。上地崇夫氏の「役員の属性」に関する該当状況は左記のとおりであり、同氏は、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先の出身者には該当しないと判断していることから、「独立役員」として届け出ております。
2	杉井 守氏の「役員の属性」に関する該当状況は次のとおりです。 1.同氏は当社の取引先である株式会社明電舎において取締役専務執行役員として業務執行に携わっていましたが、2018年3月に専務執行役員を退任しています。その後の取締役在任期間および同年6月の同社顧問就任後は業務執行に携わってはならず、2019年3月に同社顧問を退任しています。 2.当社と同社との取引額は、当社及び同社それぞれの連結売上高に占める割合が低く、一般的な商取引であるため、取引の概要の記載は必要ないと判断しました。	杉井 守氏は電気機器メーカーにおける企業経営全般にかかわる豊富な経験と高い見識並びに同社における豊富な海外展開の経験に基づく幅広い視野を有しておられるため、当社取締役会において、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 当社は社外取締役の選任に際して、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に関する判断基準を参考にしています。杉井 守氏の「役員の属性」に関する該当状況は左記のとおりであり、同氏は、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先の出身者には該当しないと判断していることから、「独立役員」として届け出ております。
3	多田 修氏の「役員の属性」に関する該当状況は次のとおりです。 1.同氏は当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人出身です。同氏は2014年6月に同監査法人の前身である新日本有限責任監査法人を退職しております。 2.当社の直近事業年度における当社と同監査法人との間の取引金額は34百万円です。	多田 修氏は公認会計士として企業会計及び財務に精通し、会社経営に対する高い見識を有しておられるため、当社取締役会において、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 なお、多田 修氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。 当社は社外取締役の選任に際して、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に関する判断基準を参考にしています。多田 修氏の「役員の属性」に関する該当状況は左記のとおりであり、同氏は、日本公認会計士協会の定める独立性に関する指針に照らして、当社から多額の金銭その他の財産を得ている監査法人の出身者には該当しないと判断していることから、「独立役員」として届け出ております。
4	山本英男氏の「役員の属性」に関する該当状況は次のとおりです。 1.同氏は当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行出身です。同氏は2011年6月に同行の前身である株式会社三菱東京UFJ銀行を退職しています。 2.同行と当社との間に当社の意思決定に際して影響力を有するほどの取引関係はありません。	山本英男氏は金融機関における豊富な海外勤務経験と金融・財務に関する幅広い知識を有するとともに、大手自動車部品メーカーにおける管理部門担当取締役として経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社取締役会において、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。 当社は社外取締役の選任に際して、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に関する判断基準を参考にしています。山本英男氏の「役員の属性」に関する該当状況は左記のとおりであり、同氏は、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先の出身者には該当しないと判断していることから、「独立役員」として届け出ております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。